

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所
ドイツ知財セミナーのご案内

拝啓 師走の候、皆様におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所のドイツ・ハンブルクにありますパートナーオフィス（アインゼル法律事務所：EINSEL Attorney at Law und Rechtsanwalte PartmbB）では、ドイツ及び欧州弁理士であるマーティン・クラウゼ氏（Martin Krause）を迎え入れました。日本の皆様にもご紹介させていただきたく、クラウゼ氏を講師としたドイツ知財セミナーを、2019年年明けセミナーとしまして開催いたします（詳細は、別紙ご案内をご参照ください。）。

また、セミナー後には、ささやかではございますが、懇親の場を設けさせていただきます。新年のご挨拶をさせていただき、皆様にはドイツワインと共にご歓談をお愉しみいただければ幸いです。

年初ご多用のこととは存じますが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

2018年12月吉日

東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
新丸の内センタービルディング18階
電話 03-5220-6500 FAX 03-5220-6556
ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所
代表 弁理士 アインゼル・フェリックス＝ラインハルト
代表 弁護士 伊佐次 啓二

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所
ドイツ知財セミナー

- ◆ 日時： 2019年1月24日（木）
開場・受付 17:45～
セミナー 18:00～19:45（予定）
懇親会 19:45～20:45
- ◆ 会場： ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所内 会議室
（東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング 18階）
<https://se1910.com/ja/contact/>
- ◆ テーマ：ドイツ特許のプロセキューションについて(E Pの手続との比較において)
- ◆ 講師： Martin Krause ドイツ・欧州弁理士（アインゼル法律事務所）

※ 講演は英語で行われますが、弊所のアインゼルが適宜、日本語に通訳いたします。
※ 上記セミナー時間には途中休憩、質疑応答を含みます。

<セミナー概要>

欧州の政治・経済の先行きに不透明感が高まっているなかで、ドイツの存在感はますます増していると云えるでしょう。特許権利取得のうえでも、多くの日本企業がコストの高い欧州特許庁（EPO）における権利取得ではなく、ドイツ特許商標庁（DPMA）における権利取得に舵をきっていることは、ご存知のとおり、統計にも示されているところです。

このセミナーでは EPO における手続よりも格段に情報量の少ない DPMA における特許取得手続に焦点を当て、日本との対比を織り交ぜながら解説してまいります。特許事務所および企業の知的財産部の双方の経験を有し、特に自動車分野において幅広い職務に携わってまいりましたクラウゼ弁理士が DPMA における権利取得の利害得失を分かりやすく説明いたします。

<お申込み方法>

お申込用紙（PDF）または申込書（Eメール）に必要な事項をご記入のうえ、1月18日（金）までに弊所宛て FAX（03-5220-6556）または Eメール（seminar@se1910.com）にてお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- ◇ 複数名でご参加の場合には、ご参加される方全員のお名前をお知らせ下さい。
- ◇ お申し込み確認の後、弊所より受領通知をお送りいたします。
- ◇ このたびのセミナー及び懇親会はご招待（無料）です。
- ◇ セミナーの途中からのご参加、途中でのご退出も可能です。
- ◇ 講義テーマに関してご質問などございましたら、お申し込みの際にお知らせください。講師に事前に連絡させていただきます。可能な限り、質疑応答の際にご回答いただけるように調整いたします。

お問い合わせ：ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所
セミナー担当：知的財産本部 塩野入
電話：03-5220-6540 FAX：03-5220-6556
Eメール：seminar@se1910.com